

障発 1029 第 15 号
令和 3 年 10 月 29 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業の実施について」の一部改正について（通知）

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業の実施について」（令和 3 年 4 月 13 日障発 0413 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部を別添のとおり改正し、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

改正後	現行
<p data-bbox="804 221 1104 252">障 発 0413 第 1 号</p> <p data-bbox="804 268 1104 298">令 和 3 年 4 月 13 日</p> <p data-bbox="660 314 1104 344"><u>最終改正 障 発 1029 第 15 号</u></p> <p data-bbox="804 360 1104 391"><u>令 和 3 年 10 月 29 日</u></p> <p data-bbox="154 512 450 638">都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p data-bbox="477 799 1034 879">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公 印 省 略)</p> <p data-bbox="154 1042 1064 1121">新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業の実施について</p> <p data-bbox="154 1283 1104 1409">標記については、今般、別紙のとおり「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」を定め、令和3年4月1日から適用することとしたので通知する。</p>	<p data-bbox="1778 221 2078 252">障 発 0413 第 1 号</p> <p data-bbox="1778 268 2078 298">令 和 3 年 4 月 13 日</p> <p data-bbox="1126 512 1422 638">都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p data-bbox="1449 799 2007 879">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公 印 省 略)</p> <p data-bbox="1126 1042 2036 1121">新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業の実施について</p> <p data-bbox="1126 1283 2076 1409">標記については、今般、別紙のとおり「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」を定め、令和3年4月1日から適用することとしたので通知する。</p>

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱

1 目的

障害福祉サービス等は、障害児者やその家族等の生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う障害福祉サービス等の提供体制に対する影響を最小限に留めることが重要である。

そのため、本事業は、障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所」という。）が、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合等において、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう支援を行う。

また、施設・事業所において、感染者等が発生した場合に備え、職員の応援体制やコミュニケーション支援等の障害特性に配慮した支援を可能とするための体制の構築を行う。

2 実施主体

都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。
ただし、3の（3）及び（4）については、都道府県とする。

3 事業内容

（1）～（3）略

（4）障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業施設・事業所が、感染防止対策を継続的に行うため、衛生用品等の

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱

1 目的

障害福祉サービス等は、障害児者やその家族等の生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う障害福祉サービス等の提供体制に対する影響を最小限に留めることが重要である。

そのため、本事業は、障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所」という。）が、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合において、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう支援を行う。

また、施設・事業所において、感染者等が発生した場合に備え、職員の応援体制やコミュニケーション支援等の障害特性に配慮した支援を可能とするための体制の構築を行う。

2 実施主体

都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。
ただし、3の（3）については、都道府県とする。

3 事業内容

（1）～（3）略

（新設）

購入に必要な経費を支援する。また、都道府県において当該支援を実施するために必要な経費を補助する。

ア 対象施設・事業所

全ての施設・事業所を対象とする。ただし、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金及び令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業における介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業の補助金交付を受ける場合は、本事業の対象としない。

なお、具体的な対象サービス種別は、別添3に規定する。

イ 助成額（基準単価）及び対象経費

別添3に規定する。

4～5（略）

別添1～別添2（略）

4～5（略）

別添1～別添2（略）

別添3

(4) 障害福祉サービス施設・事業所等における感染症防止対策支援事業
①障害福祉サービス施設・事業所等

基準表			
分類	No.	サービス名	
通所系	1		40人以下 20千円/事業所
	2	療養介護	41人～60人 30千円/事業所
	3		61人以上 40千円/事業所
	4	生活介護	14千円/事業所
	5	自立訓練（技能訓練）	7千円/事業所
	6	自立訓練（生活訓練）	7千円/事業所
	7	認知症対応支援	7千円/事業所
	8	認知症対応支援A型	7千円/事業所
	9	認知症対応支援B型	7千円/事業所
	10	認知症支援	3千円/事業所
	11	自立生活援助	3千円/事業所
	12	居宅介護支援	7千円/事業所
	13	居宅型居宅介護支援	7千円/事業所
	14	訪問看護サービス	7千円/事業所
短期入所	15	短期入所	7千円/事業所
	16		40人以下 20千円/事業所
入所・居住系	17	施設入所支援	41人～60人 30千円/事業所
	18		61人以上 40千円/事業所
	19	共同生活援助（介護サービス包括型）	7千円/事業所
	20	共同生活援助（日中サービス支援型）	7千円/事業所
	21	共同生活援助（外泊サービス利用型）	7千円/事業所
	22		40人以下 20千円/事業所
	23	福祉型障害入所施設	41人～60人 30千円/事業所
	24		61人以上 40千円/事業所
	25		40人以下 20千円/事業所
	26	医療型障害入所施設	41人～60人 30千円/事業所
	27		61人以上 40千円/事業所
訪問系	28	居宅介護	3千円/事業所
	29	重度訪問介護	3千円/事業所
	30	同行支援	3千円/事業所
	31	行動支援	3千円/事業所
	32	居宅訪問型居宅介護支援	3千円/事業所
相談系	33	居宅等訪問支援	3千円/事業所
	34	許可相談支援	3千円/事業所
	35	相談対応支援	3千円/事業所
	36	相談定費支援	3千円/事業所
	37	障害児相談支援	3千円/事業所
対象経費	…令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染症防止対策に要する備品の購入費用		
助成額の算定	…施設・事業所ごとに、基準表額まで助成することができる。 …施設・事業所ごとに、基準表額と対象経費の算出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。		

- ※1 対象施設・事業所については、令和3年10月から12月までの間に指定を受けている施設・事業所とし、休業中のものを含まない。
- ※2 多機能型事業所を含む。療養サービスを業種としていた事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準表額まで助成することができる。
- ※3 療養介護、施設入所支援、福祉型障害入所施設及び医療型障害入所施設のみを対象として、助成の受理期限を削除する。
- ※4 以下に居住する事業所、施設であって、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染症対策支援補助金及び令和3年度新型コロナウイルス感染症対応における介護サービス事業所等のサービス提供開始促進事業における介護サービス事業所、施設における感染症防止対策支援事業の補助金交付を受けずる場合は、本事業の対象としない。
- ・療養介護
 - ・医療型居宅介護支援
 - ・医療型障害入所施設
 - ・居宅介護（共生型・基準該当含む）
 - ・重度訪問介護（共生型・基準該当含む）
 - ・同行支援（基準該当含む）
 - ・行動支援（基準該当含む）
 - ・生活介護（共生型・基準該当）
 - ・短期入所（共生型・基準該当）
 - ・自立訓練（生活訓練）（共生型・基準該当）
 - ・居宅介護支援（共生型・基準該当）
 - ・訪問看護（共生型・基準該当）

②施設等関係

基準額	衛生管理大原が必要と認めらる額
対象経費	本事業の開始及び推進段階等のために必要となる労務費、役員費、臨時雇用職員の人件費、費用発生
助成額の算定	1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(新設)